

元日臨技発第 117 号
令和元年 7 月 10 日

都道府県臨床(衛生)検査技師会
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長職務代行
代表理事副会長 横地 常広



「検体測定室に関するガイドライン」の一部改正について
(通知)

謹啓 小夏の候、各位に於かれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、日本臨床衛生検査技師会の事業活動に対して、ご理解とご尽力を賜り厚く
お礼申し上げます。

今般、「検体測定室に関するガイドライン」の一部改正について(令和元年 7 月 9 日
医政発 0709 第 18 号厚生労働省医政局長)、また、「検体測定室に関するガイドライン
に係る疑義解釈集(Q&A)の一部改正について(令和元年 7 月 9 日厚生労働省医政局
地域医療計画課医療関連サービス室事務連絡)を各都道府県知事等に通知した旨の
通知があった。

検体測定室については、臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に
基づき厚生労働大臣が定める施設(昭和 56 年厚生省告示第 17 号)第 4 号ホに
該当する衛生検査所登録が不要な施設として、「検体測定室に関するガイドラインに
ついて」(平成 26 年 4 月 9 日付け医政発 0409 第 4 号厚生労働省医政局長通知)に
基づき、検体測定室で行なえる測定項目は、特定健康診査及び特定保健指導の実
施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる項目
の範囲内とされ、今般、平成 29 年 8 月に特定健康診査及び特定保健指導の実施に
関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号)が改正され、臨床検査等に関する法
律施行規則に規定されている生化学的検査のうちの 8 項目に、Non-HDL コレステロ
ールが追加され 9 項目となったものである。

以上、通知があったので各位におかれましては、ご承知下さい。

謹白

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
143-0016 東京都大田区大森北 4-10-7
電話 03-5767-5541 FAX03-3768-6722
担当専務理事 深澤恵治、事務局 篠崎隆男